



社労士事務所プランツ

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-3-8

第二モリモトビル 3F

TEL 03-6452-8998 FAX 03-6452-8990

## 雇用保険の適用拡大（29.1～）

平成 28 年 3 月に可決された改正雇用保険法により、改正前までは雇用保険の適用対象外だった 65 歳以降で新たに雇用された労働者も、平成 29 年 1 月から高年齢被保険者として雇用保険の適用対象となります。今月のニュースでは、法改正による実務上の取り扱いをお知らせいたします。

### ★雇用保険の資格取得手続き

#### (1) 平成 29 年 1 月以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の加入基準（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上、かつ、31 日以上雇用見込みがある）に該当する場合は、雇用保険被保険者資格取得届（以下、「資格取得届」）を管轄ハローワークに提出します。つまり、65 歳未満の労働者を雇用した場合と同じ手順で加入手続きを行います。

#### (2) 平成 28 年 12 月末以前から雇用していた 65 歳以上の雇用保険未加入者がいる場合

雇用保険の加入基準に該当していれば、平成 29 年 1 月 1 日を資格取得日として資格取得届を管轄ハローワークに提出します。

雇用保険の資格取得は原則として翌月 10 日までに届出しなければならない事とされていますが、特例として平成 29 年 3 月 31 日までに提出すればよいことになっています。

#### (3) 平成 28 年 12 月末以前から雇用していた 65 歳以上の雇用保険加入者（高年齢継続被保険者）がいる場合

特に手続等は不要です。

### ★対象となる給付金

#### (1) 高年齢者求職者給付金

離職した時に受給要件を満たしていれば、高年齢求職者給付金を受給することができます。受給額は、雇用保険の加入していた期間に応じて次の計算方法により算出されます。

<加入期間が1年以上>

基本手当の日額（※）×50日分

※離職前6ヶ月間の賃金総額を180で割った額の50%～80%

<加入期間が1年未満>

基本手当の日額×30日分

#### (2) 育児休業給付金、介護休業給付金

高年齢被保険者として受給要件に該当すれば、一般被保険者と同様に給付金を請求することができます。

#### (3) 教育訓練給付金

教育訓練を開始した日において、高年齢被保険者である方、または高年齢被保険者として離職した日の翌日から教育訓練開始日までの期間が1年以内の方が支給対象となります。

#### <教育訓練給付金とは>

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度

### ★保険料の徴収

現在の高年齢継続被保険者と同様に保険料は免除となります。ただし、免除期間は平成31年度までとなっており、同じタイミングで高年齢継続被保険者の保険料免除措置も廃止となります。

## 労務管理 Q&A

### <退職の撤回は認められる？>

Q. 従業員Aが上司Bに今月末をもって退職したいと伝えてきました。上司Bは会社の人事部門の最高責任者である部長Cに相談し、CはAに考え直すように説得しましたが、退職の意思は固く、Aは就業規則の定めに従って、部長Cに退職届を提出しました。その時に部長Cは「退職することは了承した。出張中の社長には来週中に報告しておく」とAに伝えました。

翌日になって、Aが退職を取り下げたいと言ってきましたが、会社の考えとしては撤回に応じる気はありません。Aは「社長への報告がまだであれば撤回を認めてほしい」と言っています。撤回を認めなければなりませんか？

A. 合意退職が成立していると思われるため、撤回が認める必要はない。

### < 解説 >

労働者の退職届に対する承認について争われた大隅鐵工所事件（最三小判昭 62.9.18）では、「労働者の退職届に対する承認について、入社に際して行われる筆記試験や役員面接試験とは異なり、採用後の労働者の能力・人物・実績などについて掌握しうる立場にある人事部長に退職の承認について判断させ、単独でこれを決定する権限を与えることは何ら不合理でない。人事部長に退職届に対する承認の決定権限があるとするならば、人事部長が労働者の退職届を受理したことで、労働契約の解約（退職）申込みに対する会社の即時の承認の意思が示されたというべきである。」としています。

今回のケースでは、Aが撤回を申し出た時点で経営の責任者である社長が退職の意思表示を受領していません。しかし、就業規則には人事部長に退職届を提出することを定めており、人事部門の最高責任者である部長CがAの退職届を受け取っている時点で労働契約の解約の合意が成立している判断される可能性が高いと思われます。



## ちょっと相談いいですか？

### <採用面接でのNG質問>

採用面接において、質問してはいけないことがあると聞きました。どのような質問がNGなのか教えてください。

労働者の採用面談時において収集することができる個人情報は、募集している業務に従事するために必要な範囲内としなければなりません（職業安定法第5条）。人物像を少しでも把握したいと思った質問が、実際には社会的差別の原因となるおそれのあることや、思想及び信条に関するものに該当していることがあります。代表的なNG質問の例は次のとおりです。

### <代表的なNG質問>

- ①生まれ育った場所や地域、環境は？  
⇒出生地や家庭環境等は本人に責任がなく、差別的な質問に該当する恐れがあるため
- ②何人兄弟なのか？親（兄弟）の勤務先は？  
⇒家族に関する質問は本人の適性や能力とは無関係のため
- ③購読している新聞は？好きな本・作家は？  
⇒本来自由であるべきことであり、思想・信条にかかわる個人情報であるため
- ④尊敬している人物は？  
⇒③と同様、思想信条にかかわる個人情報であるため

### <今月の一言コメント>

年末年始の休みに子供にせがまれて購入したものの放置していたプラモデルを作りました（3つも）。細かい作業は嫌いではないのですが、とっても肩が凝りました。。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00 ~ 18:00

TEL: 03-6452-8998

担当: 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com